

☆令和6年度 室戸市老朽住宅除却事業費補助金受付のお知らせ ☆

補助の目的	○老朽化した建築物を取り壊すことによって、住環境の整備改善及び地域の活性化を促進することを目的としています。	
補助要件	対象住宅	○主として居住の用に供される建築物で「住宅の老朽度等の測定基準」による評点が100点以上となる住宅 ※判定により倒壊の危険性が高い順に採択となります。
	工事施工者	建設業者若しくは解体工事業者に限る。
	※建設業者とは	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者。
	※解体工事業業者とは	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者。
補助金額	○除却工事に要する補助対象経費×80% 又は、国が示す「標準除却費」×床面積×80%のどちらか少ない金額 ただし、補助上限額は「164万5千円」 (例1)取壊し工事費 100万円の場合 市補助金額 80万円(100万円×80%) + 個人負担額 20万円 (例2)取壊し工事費 300万円の場合 市補助金額 164万5千円(上限金額) + 個人負担額 135万5千円	
補助対象者	○老朽住宅(不良住宅)の所有者、又は所有者と相続関係にある者。 ○市税及び県税を滞納していない者。	
受付期間	令和6年4月1日(月)～12月27日(金)必着 各曜日8:30～17:15 土日祝日除く ※予算の状況に応じて、申請の受付期間を変更する場合があります。 募集状況につきましては、室戸市HPや下記へ問い合わせし、ご確認ください。	
その他注意事項	○「主として居住の用に供される建築物」とは風呂、トイレ、キッチン等の水回りが存在している住宅のことをいい、離れ(居室のみ)や倉庫・工場・店舗・車庫等の単独での除却は原則補助対象外となります。 また、住宅の一部取り壊しや残置物の撤去費、アスベストに関する調査報告費用も対象外となりますのでご了承ください。 ○令和7年2月中に解体工事を完了し、必ず令和7年3月上旬までに実績報告書を提出してください。 ○この補助金制度による除却工事につきましては、申請者が施工業者に依頼して実施するものであり、市が除却工事を実施するものではありません。 ○除却工事は、建物の基礎部分を含めて全て除却してください。 ○除却工事のうち補助対象部分の判断等は市が行いますが、工事に関する契約や工事内容の協議等については、申請者と施工業者で直接行ってください。 ○除却工事に係るトラブル等について、市は対応できませんので、ご了承ください。 ○この工事は補助金交付決定後に着手し、令和7年2月中までに完了するものを対象としていますので、すでに工事着手または完了しているものについては補助対象外です。 ○申請家屋の老朽具合がわかる写真が必要です。 また、申請書提出後に外観目視調査を実施しますので、敷地に立ち入れるように草木の刈り払いをお願いします。草木が繁茂していると調査が実施できないので、補助金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。 ○その他、何かご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。	
【お申込み・お問い合わせ先】 財産管理課 建築住宅班 TEL 0887-22-5122		